

保 護 者 様

セントヨゼフ女子学園高等学校・中学校

校 長 井関 智子

学校感染症による出席停止について

学校においては、集団生活の場として望ましい環境を維持し、健康な状態で教育を受けることができるよう感染症の流行を予防することが重要となります。このため学校保健安全法施行規則において、学校で予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準が定められています。出席停止期間中は、医師の指示にしたがって自宅で十分に休養するとともに、できる限り外出を控えて他との接触を避けてください。

感染の恐れがなくなり登校できるようになりますたら、下記の証明書を担任にご提出ください。

(出席停止の期間の基準)

- a. インフルエンザにあっては、発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで。
- b. 百日咳にあっては特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
- c. 麻疹にあっては、解熱した後 3 日を経過するまで。
- d. 流行性耳下腺炎にあっては、耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
- e. 風疹にあっては、発疹が消失するまで。
- f. 水痘にあっては、すべての発疹が、痂皮化するまで。
- g. 咽頭結膜熱にあっては、主要症状が消退した後 2 日を経過するまで。
- h. 新型コロナウイルスにあっては、保健所の指示に従い、登校可能になるまで。

きりとり

学校感染症による出席停止証明書

セントヨゼフ女子学園高等学校・中学校

年 組名前 _____

上記の生徒は、下記の疾患のため _____ 月 _____ 日より _____ 月 _____ 日までの期間、出席停止を要するものと認めます。

麻疹 水痘 流行性耳下腺炎

風疹 インフルエンザ（A型・B型）

新型コロナウイルス

その他の疾患（ ）

該当疾患を○で囲んでください

20 年 月 日 医療機関名・保健所

医師名

印